

町連合経田 一般文書

令和3年 8月 25日

町内会長各位

白老町長 戸田 安彦

町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第74号」を作成いたしました。班回覧を通じて各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局
白老町役場生活環境課町民生活G
白老町消費生活センター
TEL 0144-82-2265

白老町消費者被害防止ネットワークだより第74号

消費者被害防止情報

消費者被害情報 No.74.2021年8月
発行：白老町消費者被害防止
ネットワーク事務局
白老町消費生活センター
〒059-0995
白老町大町1丁目1-1
(白老町生活環境課内)
TEL 0144-82-2265
FAX 0144-82-4391

「アナログ回線に戻しませんか」という 勧誘にご注意下さい!



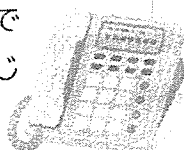
《事例》

自宅に大手通信事業者を名乗る男性から電話があり「インターネットを使っていないのならアナログ回線に戻したほうが良い」と勧められた。月々の通信料が高いのが気になっていたので変更することにし、大手通信事業者に変更の連絡をした。回線工事が終わり、しばらくして知らない会社から契約書が届いたが覚えがない。

光回線を契約中で使用していない消費者に向け、上記のような勧誘がされており注意が必要です。

「手続きをサポートする」などと勧誘されるようですが「知らないうちに、月額料金が必要な別のサービスも契約されていた」「後日、高額な工事費用の請求があった」「解約を申し出たら違約金を請求された」などのトラブル相談が寄せられています。

アナログ回線へ戻す手続きは、さほど複雑ではなくサポートを得ずとも可能です。アナログ回線のほうが基本料金が安いので月々の費用は抑えられますが利用状況によっては不具合が生じる場合もありますので変更手続き前によく検討しましょう。



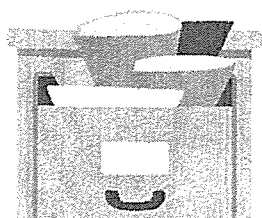
アナログ回線戻しとは 光回線からアナログ回線へ 戻す手続きです

- ◆ NTT(116)へ連絡することで自分でも手続きができます。
- ◆ 切り替え工事、費用が発生します
- ◆ 現在契約中の通信事業者へ解約の申し入れが必要です。解約時期によっては違約金が発生する可能性があります。

「月額料金が安くなる」などの言葉に惑わされず契約内容をしっかり確認!
即決は禁物です!本当に必要な契約か充分検討しましょう!
書面を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です

光回線インターネット接続サービスのおとり広告

管理会社を装って光ファイバー設備が設置されていない集合住宅に右のようなチラシを配布する事業者について消費者庁で注意を呼びかけています。実際に設備は設置されておらず、チラシの連絡先に問い合わせるとホームルーターなどを勧誘されるようです。



チラシの連絡先に問い合わせる前に、ご自身の集合住宅の管理会社に事実確認をしましょう!

文書事例

入居者様各位

重要

インターネット通信設備に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当マンションは、光ファイバー設備が導入済みであり、高速無制限のインターネット通信がご利用可能となっております。

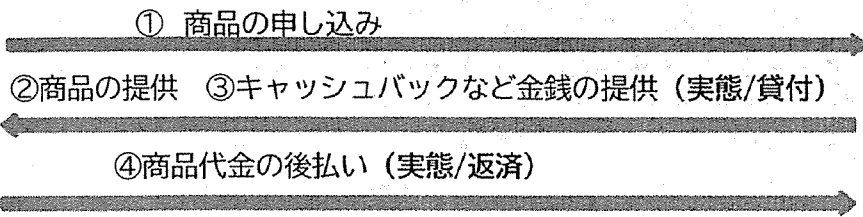
ご利用希望の方は、下記までご連絡ください。

受付期間: 令和●年×月○日(日)20:00まで

【光回線受付センター】
△■通信株式会社担当●山、■田
電話番号: 0120-XXX-XXX
(受付時間: 10時~20時)
受付フォーム: <https://xxx.com>

「今すぐ現金」「即日現金化」「レビュー投稿で現金報酬GET」「SNS 拡散で商品宣伝協力金」「つけ払い商品売却で即日キャッシュバック」などの言葉にだまされないで！

後払い現金化と呼ばれる下の様な取引の実態は貸付けです！



「インターネット通販で商品を注文し、レビューを投稿したり、SNS で拡散するとキャッシュバックする」などと形式上は売買契約を装い、貸付けを行う業者にご注意下さい。業として行う場合には貸金業に該当する可能性があり、その場合は登録が必要です。無登録での営業（ヤミ金）は違法で罰則の対象となります。

商品代金の支払い（実態は高額な利息を含めた返済）が困難で多重債務となったり、取引上提供した個人情報が悪用される危険性のある取引です。慎重に判断してください。

遺産分割前の相続預金払い戻し制度

口座名義人が死亡した場合、遺産分割が終了するまでは口座が凍結され払い戻しを受けることができませんでしたが一昨年の改正民法施行により一定額の払い戻しが可能になり、急な支払いなどに充てるできるようになりました。

制度利用には所定の手続きが必要で、金融機関により異なりますのでお取引金融機関にお問合せ下さい。



★こんな点に注意★

- ・相続放棄を考えている場合、使い道によって相続放棄が出来なくなる可能性があります。
- ・他の相続人とのトラブルも考えられます。

事前に話し合う、領収書を保管するなどの対策を！

これまで、断りなく品物を送りつけられ、代金の請求を受けた場合（ネガティブオプション）受け取りから14日間の保管義務が消費者にありましたが今年7月、特定商取引法改正により直ちに処分が可能になりました。荷物を処分した後請求を受けても支払いの義務はありません。

ただし、誤配や実際に契約が存在する場合もありますので「請求がない」「なんとなく心当たりがある」などの場合はセンターまでお問合せ下さい。

送り付け高法への対策が強化されました



家庭用蓄電池の訪問販売

住宅用太陽光発電の固定買い取りが2019年から順次終了となる中、家庭用蓄電池を扱う訪問業者とのトラブルが増加傾向にありますので契約には充分ご注意ください。



～事例～

- *訪問した事業者が事実と違う説明を受け契約してしまった
- *「今なら安くなる」「工事費が無料」など長時間の勧誘を受け根負けして契約した
- *国の補助金が使えと言われてができなかった

- ◆事業者は勧誘に先立ち「社名」「担当者名」「勧誘目的であること」などを告げる必要があります。何のための訪問かをしっかり確認し必要であればキッパリと断りましょう。
- ◆蓄電池導入のメリットだけでなくデメリットも確認を
- ◆補助金についても契約前にきちんと調べましょう
- ◆契約前に複数社から相見積もりを取り比較検討を！
- ◆訪問販売は書面受領後8日間はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です。

《相談窓口》

●白老町消費生活センター ☎ 82-2265（白老町生活環境課内）

《土・日・祝日・夜間の相談先は？》

●消費者ホットライン ☎ 188
10時～16時・年末年始除く

●警察相談専用窓口 ☎ #9110
毎日24時間受付・専門の相談員が対応

